

第5章

情報通信政策の動向

第1節 総合戦略の推進

1 国家戦略の推進

(1) 我が国における ICT 戦略の推進

政府は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的に、平成13年1月に、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（平成12年法律第144号）を施行するとともに、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）¹を設置した。

その後、「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家になること」を目指した「e-Japan戦略」（平成13年1月）、「IT活用により、元気・安心・感動・便

利』社会を目指す」こととした「e-Japan戦略II」（平成15年7月）をはじめ、随時、戦略や重点計画等を策定している（図表5-1-1-1）。

平成22年5月には、新たな国民主権の社会を確立することを目的に、①国民本位の電子行政の実現、②地域の絆の再生、③新市場の創出と国際展開を重点戦略（3本柱）として、「新たな情報通信技術戦略」を、平成22年6月には「新たな情報通信技術戦略 工程表」を策定した。

図表 5-1-1-1 我が国の ICT 戦略の歩み

年 月 日	概 要
H6.8.2	高度情報通信社会推進本部を内閣に設置
H12.7.7	情報通信技術戦略本部を内閣に設置／IT戦略会議を設置
H12.11.27	IT基本戦略
H12.11.29	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(通称:IT基本法)が成立
H13.1.6	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(通称:IT戦略本部)を内閣に設置
H13.1.22	e-Japan戦略
H13.3.29	e-Japan重点計画
H13.6.26	e-Japan2002プログラム
H13.11.7	[e-Japan重点計画、e-Japan2002プログラムの加速・前倒し]～IT関連構造改革工程表(最終とりまとめ)～
H13.12.6	IT分野の規制改革の方向性(IT関連規制改革専門調査会報告)
H14.6.18	e-Japan重点計画-2002
H15.7.2	e-Japan戦略II
H15.8.8	e-Japan重点計画-2003
H16.2.6	e-Japan戦略II加速化パッケージ
H16.6.15	e-Japan重点計画-2004
H16.9.10	IT国際政策の基本的な考え方
H16.12.7	情報セキュリティ問題に取り組む政府の役割・機能の見直しに向けて
H17.2.24	IT政策パッケージ-2005
H18.1.19	IT新改革戦略
H18.7.26	重点計画-2006
H19.4.5	IT新改革戦略 政策パッケージ
H19.7.26	重点計画-2007
H19.11.7	ITによる地域活性化等緊急プログラム骨子
H20.2.19	ITによる地域活性化等緊急プログラム
H20.6.11	IT政策ロードマップ
H20.8.20	重点計画-2008
H20.9.12	オンライン利用拡大行動計画
H21.4.9	デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～
H21.5.20	地上デジタル放送への移行完了に向けて緊急に取り組むべき課題への対応策について
H21.7.6	i-Japan戦略2015
H22.5.11	新たな情報通信技術戦略
H22.6.22	新たな情報通信技術戦略 工程表

※ 基本的な国家戦略を受け、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めたものが重点計画である

¹ IT戦略本部：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/

(2) 情報通信技術利活用のための規制・制度改革

情報通信技術利活用のための規制・制度改革については、「新成長戦略」（平成22年6月閣議決定）において、IT戦略本部を中心に、情報通信技術の利活用を阻害する制度・規制等の徹底的な洗い出し等を実施すること、「新たな情報通信技術戦略（新IT戦略）」（平成22年5月IT戦略本部決定）において、情報通信技術の利活用を阻む既存の制度等の徹底的な洗い出しを行うこと等が決定されている。

これらを受け、情報通信技術の利活用を阻むような規制・制度・慣行、サービスの仕組みの在り方や運用等の洗い出しを行い、国民にとって利益となる形で抜本的に見直すために必要な調査を行うため、平

成22年6月、IT戦略本部企画委員会の下に「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会」が設置された²。同専門調査会においては、「国民の声」に寄せられた規制・制度の見直し提案及び新IT戦略等に記載された事項等（約400項目）を整理の上、46項目に絞り込み、同年10月から計9回にわたって関係者や関係府省からのヒアリング等により調査・検討を行い、平成23年3月に報告書を取りまとめ、公表した（図表5-1-1-2）。

今後、同専門調査会の報告書を踏まえ、IT戦略本部において、対処方針が決定される予定である。

図表 5-1-1-2 情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会の報告書で取りまとめられた項目

No.	項目名	No.	項目名
1	一般用医薬品のインターネット販売等について	23	旅費業務に関する関係法令等改正による旅費業務の簡素化
2	政府統計データの活用	24	インターネット官報の無料公開
3	書面を要する手続き・事務全般の電子化	25	自動車関連情報の参照（自動車に関する履歴情報の集約システム化）
4	行政機関が保有する情報の再提出不要化について	26	住基情報の利活用範囲の拡大
5	個人情報保護法ガイドライン共通化についての提言	27	交通情報提供事業に関する提供範囲の拡大
6	著作権制度の整備（フェアユース）について	28	遠隔医療の実施可能範囲の明確化
7	償却資産税申告の電子化	29	遠隔医療に対するインセンティブの付与
8	地方税等の収納方法に関する規制の緩和	30	特定保健指導の遠隔指導
9	納税告知書等の電子的方法による通知	31	処方せんの電子化
10	航空機登録申請の添付書類を削減した上での電子化	32	診療報酬請求及びカルテの完全電子化
11	航空機用火工品輸入手続きの電子化及び簡素化	33	医療情報の2次利用に関する規定の整備
12	特定原産地証明書の電子発給について	34	医薬品の承認、一部変更承認及び軽微変更届における手続きの電子化
13	輸出入・港湾関連手続きシステム（次世代シングルウィンドウ）の利便性向上及び利用促進	35	教科書の電子化
14	雇用保険被保険者離職証明書（離職者の電子署名省略）	36	指導要録・表簿の電子化
15	自動車登録のワンストップサービスの拡充	37	国税関係帳簿書類の電子保存の承認要件の緩和
16	公的個人認証サービスにおける署名検証者の民間事業者への拡大及び認証機能の付加	38	電子的な手法による労働条件の明示
17	電子署名法における利用者の真偽の確認方法の緩和	39	特定の商取引において義務付けられた書面交付の電子化
18	住民税特別徴収関連手続き全般の電子化及び窓口の一本化	40	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の電磁的交付
19	廃棄物処理法上の行政手続きの電子化	41	匿名化された個人の情報の活用
20	自治体情報システムの統合・集約化	42	データセンターの国内立地環境整備
21	自動車の保管場所証明申請書の統一及び記載方法の見直し	43	プロバイダ責任制限法の対象拡大
22	都市開発等に係る各種行政手続きの窓口の一本化		

(3) 国民ID制度の導入

国民ID制度は、情報通信による国民の利便性の向上、公平な負担、社会的弱者への確実な給付等を実現するため、行政機関等が保有する国民に関する情報を、個人情報保護の確保を図りながら、IDを利用し、情報保有機関相互間で安全かつ効率的に情報連携を行うための仕組みを整備しようとするものである。「新たな情報通信技術戦略」においては、国民本位の電子行政を実現するため、社会保障・税の共通番号の検討と整合性を図りつつ、電子行政の共通基盤として、官民サービスに汎用可能ないわゆる国民ID制度の整備を行うこと等とされている。

国民ID制度については、平成22年9月から、IT

戦略本部企画委員会に設置された電子行政タスクフォースにおいて、また、社会保障・税の共通番号制度については、同年11月から、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会において、それぞれ検討が開始された。これらの検討を経て、平成23年1月に、政府・与党社会保障改革検討本部において、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」が決定され、平成27年1月以降、社会保障・税の共通番号の利用が開始されるというスケジュールが示された。

そして、国民が窓口等で利用する番号の整備（社会保障・税に関わる番号制度）と、各機関間の情報連携

² 情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kaikaku/index.html>

の仕組の構築（国民ID制度）を一体的に進めるため、平成23年2月から、両制度で共通する第三者機関創設等の個人情報保護の仕組や情報連携基盤等について、以上の実務検討会及びIT戦略本部企画委員会の下に設置された個人情報保護ワーキンググループ及び情報連携基盤技術ワーキンググループにおいて、共同

で検討が開始された。

平成23年6月30日には、政府・与党社会保障改革検討本部において、制度設計の内容、制度の円滑な導入、実施、定着、利便性の向上に向けた実施計画等について、政府・与党として今後の方向性を示す「社会保障・税番号大綱」が取りまとめられた。

2 知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方

近年のICTをめぐる状況は、ブロードバンド化・デジタル化された通信・放送ネットワークを通じて、社会経済のあらゆる場面において、知識・情報のやり取りが活発に行われ、その流通・共有・活用・蓄積が新たな価値を生み出す「知識情報社会」の構築がグローバルに進展しつつある。また、我が国が抱える少子高齢化、人口減少、環境問題等の解決に向け、これまで以上に利用者本位でICTの利活用に取り組み、国民が生活の改善を実感できる豊かな社会を実現することが求められている。

平成23年2月、情報通信審議会情報通信政策部会は、総務大臣から諮問された「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」を受け、本格的な「知識情報社会」の実現に向けて、2020年頃までを視野に入れて、今後の市場構造の変化、国民利用者の社会生活に及ぼす影響等を踏まえつつ、ICT政策の今後

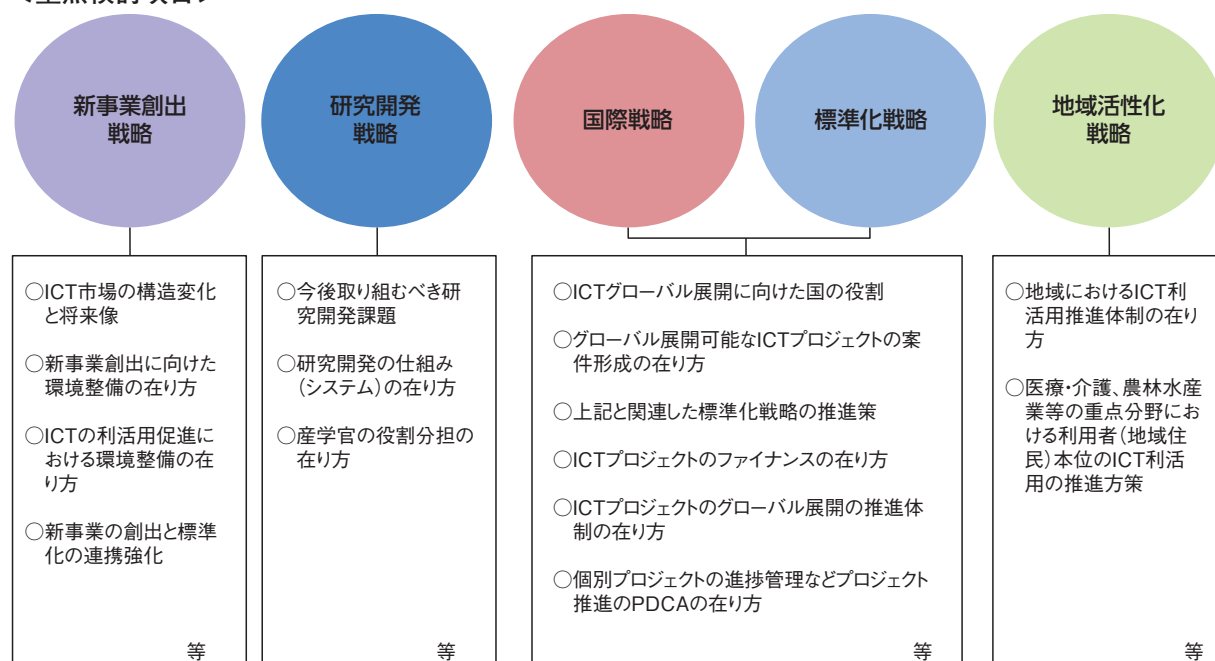
の方向性としての「総合戦略」を描くことを目的とし、審議を開始した（図表5-1-2-1）。

こうした中、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでに経験したことがない広域かつ複合的な甚大な損害をもたらした大災害となった。今後の復興・復興プロセスは長期に及ぶものと考えられるが、当該プロセスにおいては、被災地の地方自治体が主体となる「東日本復興」と、その原動力となる国家としての「日本再生」を同時並行的に推進していく必要があり、ICT分野において今次震災から得られた経験を踏まえ、当初の検討アジェンダを修正した。

情報通信審議会は、今後、ICT総合戦略として、平成23年夏に中間答申を行い、また、平成24年夏に向けて、「知識情報社会」の実現に向けた、より長期的な戦略の策定のための議論を行う予定である。

図表 5-1-2-1 「知識情報社会」の実現に向けた情報通信政策の在り方の検討項目（例）

<重点検討項目>



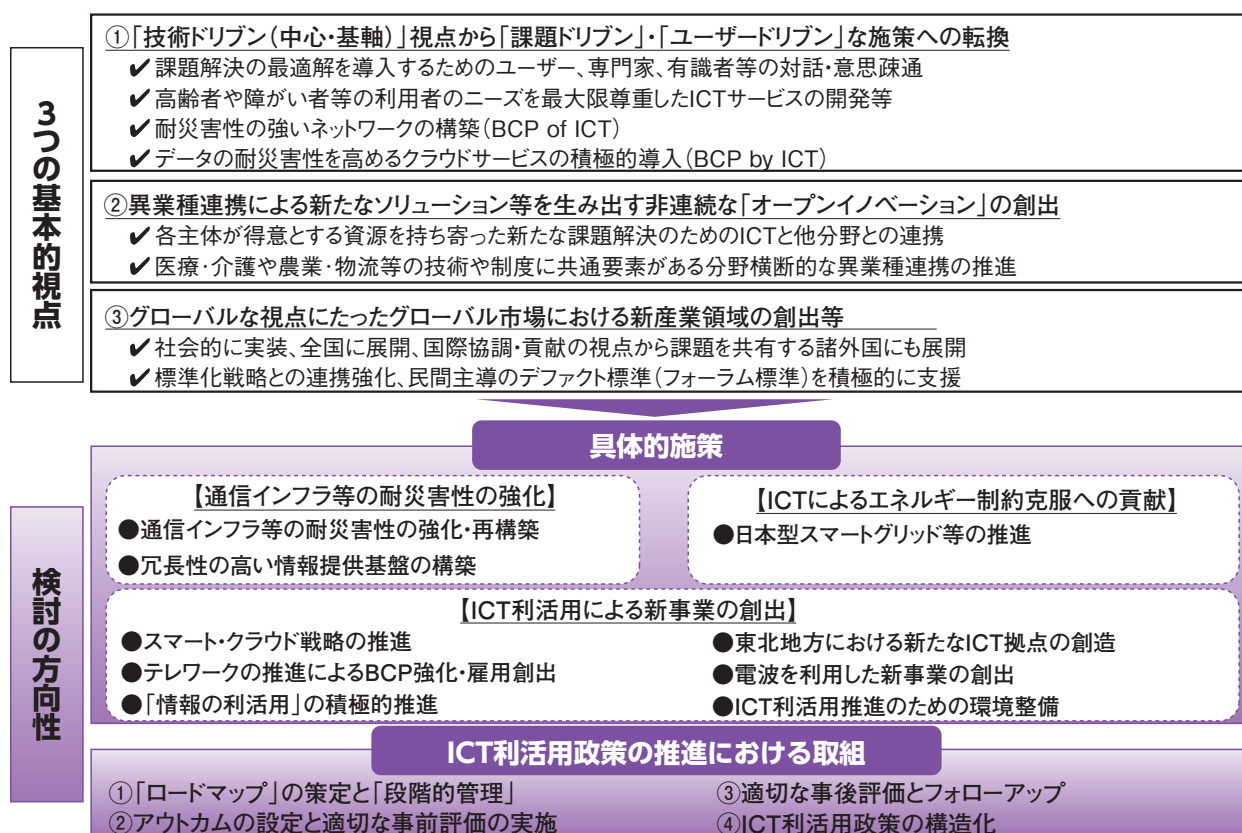
(1) ICT 利活用による新事業の創出

情報通信審議会情報通信政策部会の下に設置された「新事業創出戦略委員会」³では、東日本大震災の経験も踏まえ、ICT 利活用による新事業の創出と、その前提となる通信インフラ等の耐災害性の強化及び ICT によるエネルギー制約克服への貢献について検討し、平成 23 年 6 月に、「新事業創出戦略～情報流通連携基盤の実現による東日本復興・日本再生に向けて～」を取りまとめた（図表 5-1-2-2）。

また、新事業創出戦略委員会の下に設置された「ICT 利活用戦略ワーキンググループ」では、今後、総務省

が ICT 利活用を重点的に推進していくべき分野と推進方策等について検討を行った。平成 23 年 6 月には、「技術ドリブン」から「課題ドリブン」、「ユーザードリブン」への転換、「ICT 利活用」から「情報利活用」への発展、主体、分野・領域に閉じない情報流通・利活用のための共通基盤として、情報・知識やサービスの連携・共有環境の整備のための汎用性ある技術・運用ルールと、情報セキュリティ、ICT 人材等とが整った環境（情報流通連携基盤）の整備を推進すべきとの第一次取りまとめを行った。

図表 5-1-2-2 新事業創出戦略の方向性



検討の方向性

(2) ICT 分野における研究開発の在り方

情報通信審議会情報通信政策部会の下に設置された「研究開発戦略委員会」においては、我が国として取り組むべき、グリーン及びバライフの2大イノベーションの推進、並びに我が国の社会経済が抱える諸課題の解決のために必要な ICT の研究開発をより戦略的に実施するため検討を重ね、平成 23 年 7 月、研究開発戦略委員会報告書を取りまとめた。

具体的には、今後国として取り組むべき研究開発課題を「研究開発戦略マップ」として整理するとともに、研究開発の仕組（システム）の在り方について、人材育成、技術の事業化方策、研究開発の戦略的実施、国際競争力の強化、地域のための研究開発、研究開発に係るマネジメント等に関する検討を行った。

³ 新事業創出戦略委員会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/shinjigyo/index.html

(3) 国際競争力の強化と国際展開の支援

ICT産業は主要先進国において戦略的産業の一つと位置付けられており、グローバル市場において激しい市場獲得競争が展開されている。我が国においても、ICT産業は名目国内生産額の約1割を占める最大規模の産業であるとともに、実質GDP成長に対する寄与率が極めて高く、今後の経済成長を支える戦略的産業と位置付けることができる。また、ICT産業のグローバル展開は持続的経済成長を実現するための重要政策課題の一つと位置付けられており、「新たな情報通信技術戦略」（平成22年5月IT戦略本部決定）においても、戦略の3本柱の一つとして「新市場の創出と国際展開」を政府全体として推進することとされている。

ICTの国際競争力強化については、平成22年12月に取りまとめられた「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース 国際競争力強化検討部会」の最終報告書において、今後のグローバル展開方策にかかる基本的方向性についての提言が取りまとめられた。

ア ICTのグローバル展開の在り方

「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース 国際競争力強化検討部会」報告書において、「重点推進プロジェクト」、「連携推進体制」及び「技術戦略」の3項目が掲げられ、『重点推進プロジェクト』としてICTを組み込んだ「次世代社会インフラシステム」を構築し国際展開を推進すること、『連携推進体制』として「グローバル展開推進体制の確立」と「ファイナンス面での方策の充実・ODA資金の活用」を推進すること等、今後重点を置いて推進すべき方策の基本的方向性が示された。

本懇談会では、この基本的方向性を踏まえ、グローバル展開のための案件形成から相手国における市場獲得に至るまでのプロセスについて、今後取り組むべき具体的方策の検討を目的に、平成23年1月から、「ICTグローバル展開の在り方に関する懇談会」を開催し、同年7月に報告書を取りまとめの上、公表した。

報告書においては、グローバル市場の成長を取り込んだICT産業への転換、「課題先進国」としての国際貢献、グローバルな「協働関係」の構築、以上3点をグローバル展開にあたっての基本理念として掲げ、ジャパンイニシアティブによるプロジェクト案件形成、標準化戦略、ファイナンスの積極的活用、グローバル展開体制の組成の4点について今後取り組むべ

き具体的方策を取りまとめ、官民一体となった推進を図る観点から、国の果たすべき役割についても提言を行った。

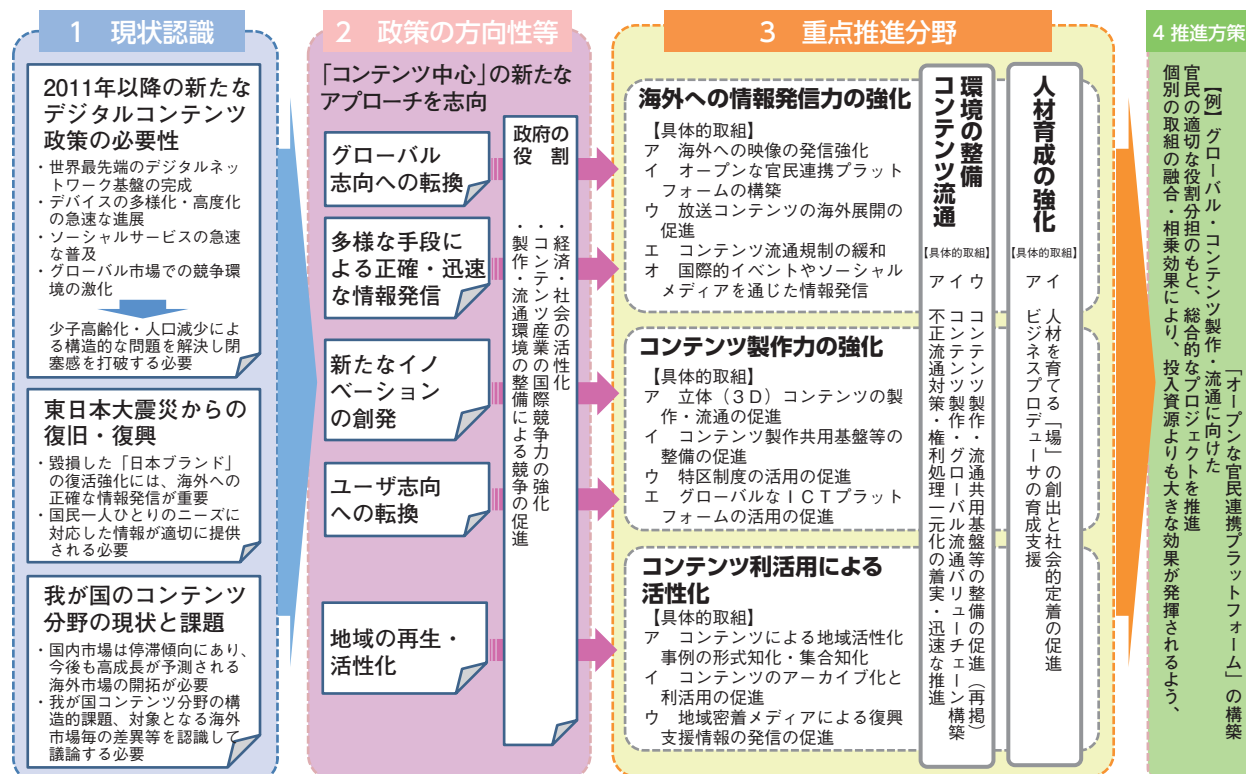
イ デジタルコンテンツ創富力の強化

新成長戦略「クール・ジャパン戦略の推進」による新たな成長の達成に資するとともに、昨今の技術進展等にも対応したコンテンツの製作・流通を促進するための諸方策について検討することを目的に、平成23年2月から「デジタルコンテンツ創富力の強化に向けた懇談会」を開催し⁴、東日本大震災の発生に伴う状況変化も含めた現状認識を行うとともに、政策の方向性、重点推進分野、今後の推進方策等について検討してきた。平成23年7月の中間取りまとめにおいては、重点推進分野として「海外への情報発信力強化」、「コンテンツ製作力の強化」、「コンテンツ利活用による活性化」、「コンテンツ流通環境の整備」及び「人材育成の強化」が設定され、各分野における取組方針や具体的取組、総合的なプロジェクトの推進など今後の推進方策が提言された（図表5-1-2-3）。

また、コンテンツの海外展開については、政府の「知的財産推進計画2011」（平成23年6月知的財産戦略本部決定）においても、クール・ジャパン戦略が柱の一つとされ、海外展開を促進し、国際競争力を高めることが目標に掲げられている。総務省においても、コンテンツ市場の拡大やコンテンツ産業の育成に向けた施策を進めている。具体的には、平成22年度に「地域コンテンツの海外展開に関する実証実験」を実施した。同実験においては、地域の放送局や番組製作会社等が地方公共団体と連携して、各地の物産・観光資源等を紹介する44本の放送番組を製作し、平成22年末から23年2月にかけて、それらを中国、韓国、台湾及びシンガポールを中心とするアジア諸国等の放送局等を介して放送することにより、地域コンテンツの海外展開を促進した。平成23年度は「国際共同製作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究」を実施予定である。同調査研究を通じて、地域の放送局や番組製作会社等が海外の放送局と共同製作をしたコンテンツを世界へ発信する機会を創出することにより、地域のコンテンツ製作力の再生・強化を促進し、観光客誘致等による地域活性化にもつながることを目指している。また、震災支援として、日本の風評被害をなくすようなコンテンツを発信する予定である。

⁴ デジタルコンテンツ創富力の強化に向けた懇談会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_contents/index.html

図表 5-1-2-3 「デジタルコンテンツ創富力の強化に向けた懇談会」中間とりまとめ 概要



ウ ICT 海外展開の推進

総務省は、平成 23 年度から、我が国が強みを有する ICT システムの国際展開活動を加速するため、当該 ICT システムの展開を図るための調査の支援、モデルシステムの構築・運営、セミナーの開催等を戦略的に行う「ICT 海外展開の推進」を実施している。地上デジタル放送をはじめとする我が国の ICT 産業の国際標準化の推進を含めた国際競争力強化や成長力強化を支援している。

エ 地上デジタルテレビ放送日本方式（ISDB-T 方式）の普及促進

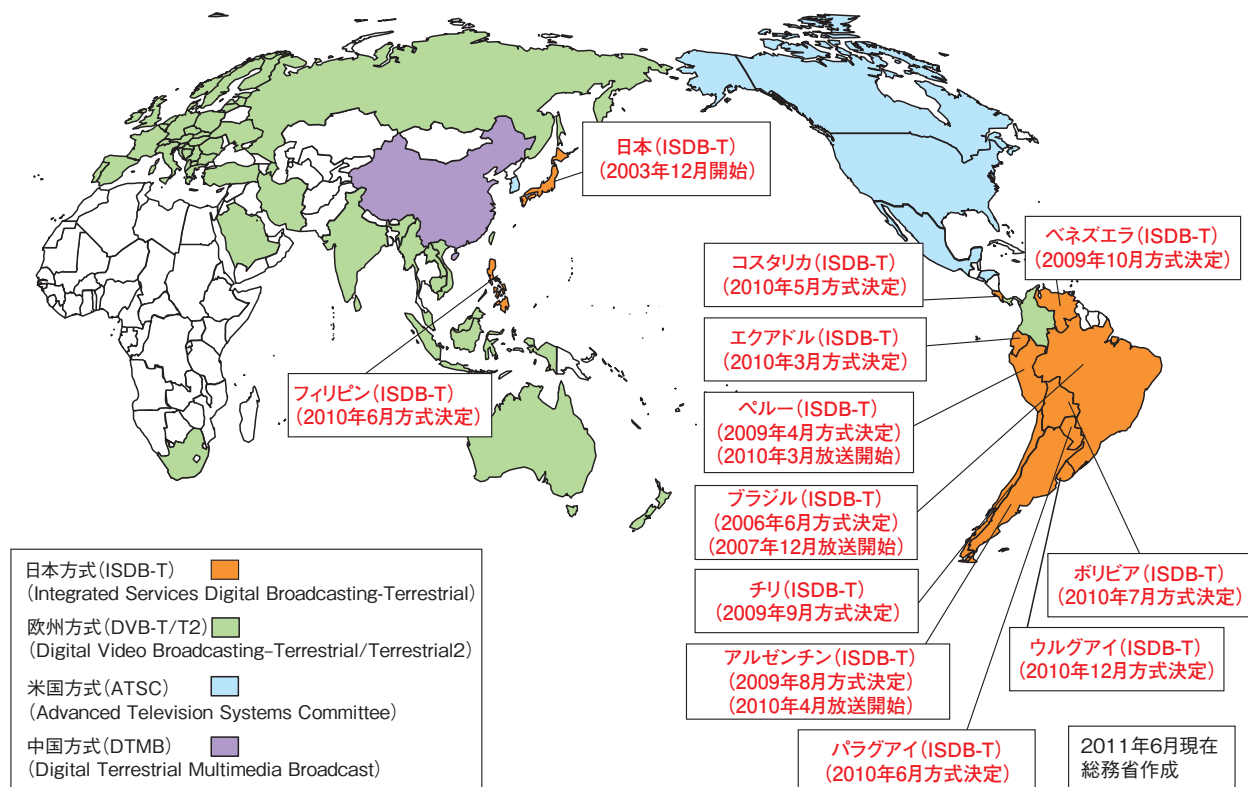
総務省では、我が国の ICT 産業の国際競争力強化を目的として、我が国がとりわけ技術力を有するデジタル放送、次世代 IP ネットワーク及びワイヤレス分野について民間の海外展開に係る活動を戦略的に支援するため、ICT 企業が海外展開する際の総合的な支援や、海外での各種普及・啓発活動の実施、有用な各国情報の収集・整理等の活動を行っている。

特に、地上デジタルテレビ放送分野においては、官民連携で日本方式（ISDB-T 方式）の普及に取り組んでおり、2006 年にブラジルが、2009 年にはペルー、

アルゼンチン、チリ及びベネズエラが、2010 年にはエクアドル、コスタリカ、パラグアイ、フィリピン、ボリビア及びウルグアイが日本方式の採用を決定している。中南米、アジアにおいて日本方式が普及してきており、今後とも、南部アフリカ諸国等に広く働きかけを実施していく予定である（図表 5-1-2-4）。

また、日本方式採用国における円滑な地上デジタルテレビ放送開始を支援するため、関係省庁・機関が連携して、日本からの専門家の派遣及び各国技術者の日本への招へい・研修の実施などの技術移転・人材育成を実施している。ブラジルでは採用決定から 1 年半後の 2007 年 12 月に地上デジタルテレビ放送が開始され、2010 年 12 月現在の放送エリアは主要都市の 65%にまで拡大し、携帯端末向けワンセグ放送も開始されている。また、ペルー及びアルゼンチンでは、採用決定後 1 年未満で地上デジタルテレビ放送が開始されている。他の日本方式採用国においても、放送開始に向けた準備が着々と進められている。さらに、地上デジタルテレビ放送日本方式の普及活動を通じた我が国の国際的プレゼンス向上や、海外展開により培った人的ネットワークを活かした新たな情報通信技術の海外展開にも取り組んでいる。

図表 5-1-2-4 世界各国の地上デジタルテレビ放送の動向



(4) 情報通信分野における標準化政策

情報通信分野は、放送のデジタル化や通信ネットワークのブロードバンド化・IP化等、基盤技術の革新がグローバルな規模で進展しており、諸外国においても標準化に関する様々な施策が講じられている。我が国においても、消費者・利用者の利便性向上や産業の国際競争力強化等の実現に向け、中長期的な研究開発戦略を視野に入れつつ、戦略的に標準化活動を推進することが喫緊の課題となっている。

総務省では、これまで、平成21年8月、「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方」について情報通信審議会に諮問するとともに、標準化を推進する際の基本方針等について検討を実施してきた。ここでは、標準化のプロセス及び標準化機関の位置付けが変化していることやITU等のデジュール標準に加え、フォーラム標準も支援の対象とすべきなどの指摘がなされた。

こうした指摘を踏まえて、情報通信審議会は、標準化の検討体制の見直しを行い、2部会・17委員会から1部会・6委員会に再編した。その後、総務省は、平成23年2月に、標準化活動を取り巻く環境変化に応じた情報通信分野における総合的な標準化政策の在

り方について、新たに情報通信審議会に諮問した。

これを受け、情報通信審議会では、情報通信政策部に「情報通信分野における標準化政策検討委員会」を設置し、同委員会において調査検討を行っている。また、同委員会には、中長期的な研究開発戦略や諸外国の研究開発動向等を踏まえた標準化重点分野及び政策支援の在り方について検討を行う「中長期的戦略ワーキンググループ」と、当面の重点分野における標準化活動の取組状況のフォローアップやこれらに関する政策支援の在り方について検討を行う「標準化活動対応ワーキンググループ」が設置されている。

一方、平成21年10月からは、総務省の「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」(以下「ICTタスクフォース」という。)において、標準化を推進すべき個別分野に関する検討体制の在り方や個別分野ごとの今後の進め方等について検討が行われた。我が国が今後重点的に国際標準化を進めていく分野として、「ホームネットワーク」、「3Dテレビ」、「クラウドサービス」、「次世代ブラウザ」、「デジタルサイネージ」が挙げられている。また、ICTタスクフォースにおいて指摘された産学官共同で標準化戦略

を検討する場として、平成23年1月に、「ICT国際標準化推進会議」が設立された。ここでは、ICTタスクフォースで提言された5分野等について、対応方針の検討、情報共有等が行われている。

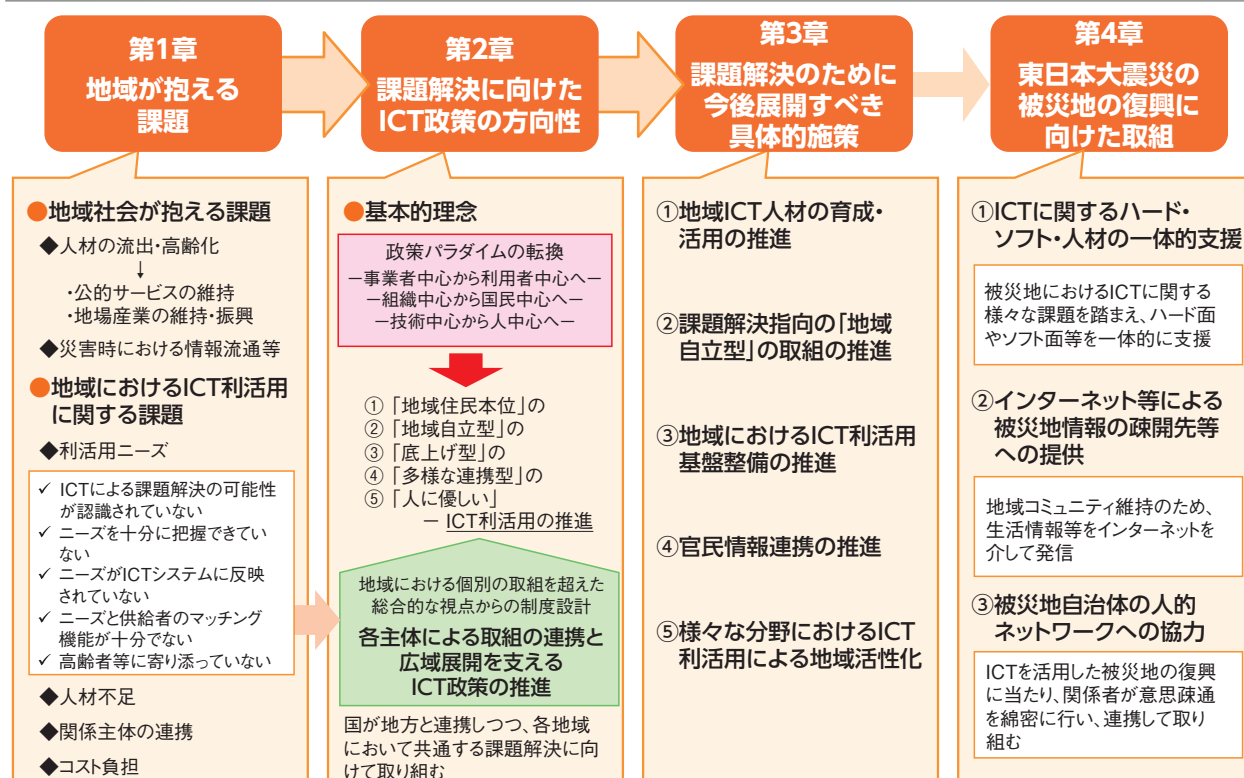
なお、ICTタスクフォースが提言した5分野は、

(5) ICTの利活用による地域活性化の進展

人口減少、高齢化、雇用機会の減少等、様々な課題を抱える地域社会において、ICTの持つ潜在力の発揮による課題解決が期待されている。一方、我が国においては、ICTの利活用が立ち後れており、地域の課題解決に十分につながっているとは言い難い状況にある。このような現状を踏まえ、地域の自主性と自立性を尊重しつつ、ICTを軸として、地域が自ら考え実行する「地域実行型」の地域活性化を総合的に推進することが重要である。そこで総務省は、ICTによる地域活性化の在り方を検討することを目的として、平成23年2月から「ICT地域活性化懇談会」を開催した⁵。同懇談会においては、地域におけるICT利

活用推進体制の在り方や、農林水産業、医療・介護、教育等の重点分野における利用者（地域住民）本位のICT利活用の推進方策等について検討し、平成23年7月に提言を取りまとめ、公表した。提言においては、「地域ICT人材の育成・活用の推進」、「課題解決指向の「地域自立型」の取組の推進」、「地域におけるICT利活用基盤整備の推進」、「官民情報連携の推進」、「様々な分野におけるICT利活用による地域活性化」の柱ごとに、今後具体的に推進すべき施策が示されているほか、東日本大震災の被災地の復興に向けた取組等についても併せて示されている（図表5-1-2-5）。

図表 5-1-2-5 「ICT地域活性化懇談会」提言概要



⁵ ICT 地域活性化懇談会： http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ict_chiikikassei/index.html

3 通信・放送分野における改革

(1) 通信・放送分野における新たな法体系

近年、インターネット網のブロードバンド化、放送インフラのデジタル化等に伴い、通信と放送の垣根を越えたサービスが登場するなど、通信・放送分野を取り巻く環境は急速に進展している。

総務省では、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び

放送業務の認定の制度を弾力化する等、通信・放送の法体系の見直しを60年ぶりに行った。第176回国会（臨時会）において「放送法等の一部を改正する法律」（平成22年法律第65号）が成立し、平成22年12月3日に公布、平成23年6月30日に完全施行された（図表5-1-3-1）。また、これに合わせ関係の政省令等の改正を行った。（図表5-1-3-2）。

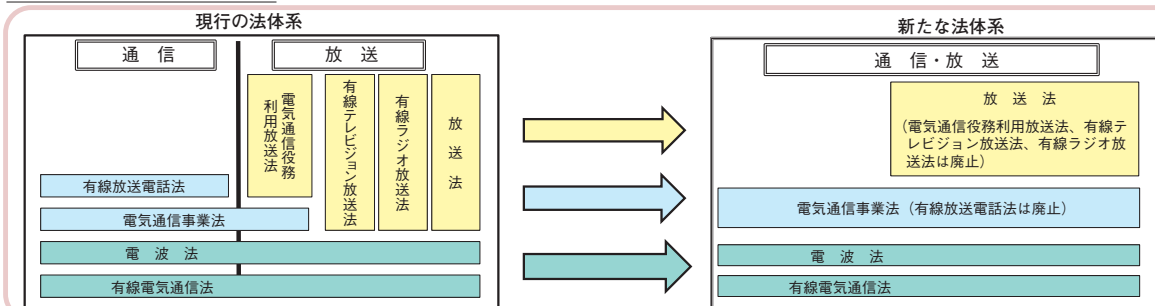
図表 5-1-3-1 放送法等の一部を改正する法律の概要

趣 旨

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、放送、電波及び電気通信事業に係る制度改正を行う。

改 正 内 容

1. 通信・放送法体系の見直し：放送関連4法の統合等、法体系の見直しを60年ぶりに行う。



2. 主な改正事項

(1) 放送法改正関係

- ① 放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化
- ② マスメディア集中排除原則の基本的法定化
- ③ 放送における安全・信頼性の確保
- ④ 放送番組の種別の公表（※2）
- ⑤ 有料放送における提供条件の説明等
- ⑥ 再放送同意に係る紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備

(2) 電波法改正関係

- ① 通信・放送両用無線局の制度の整備
- ② 免許不要局の拡大（※1）
- ③ 携帯電話基地局の免許の包括化（※1）

(3) 電気通信事業法改正関係

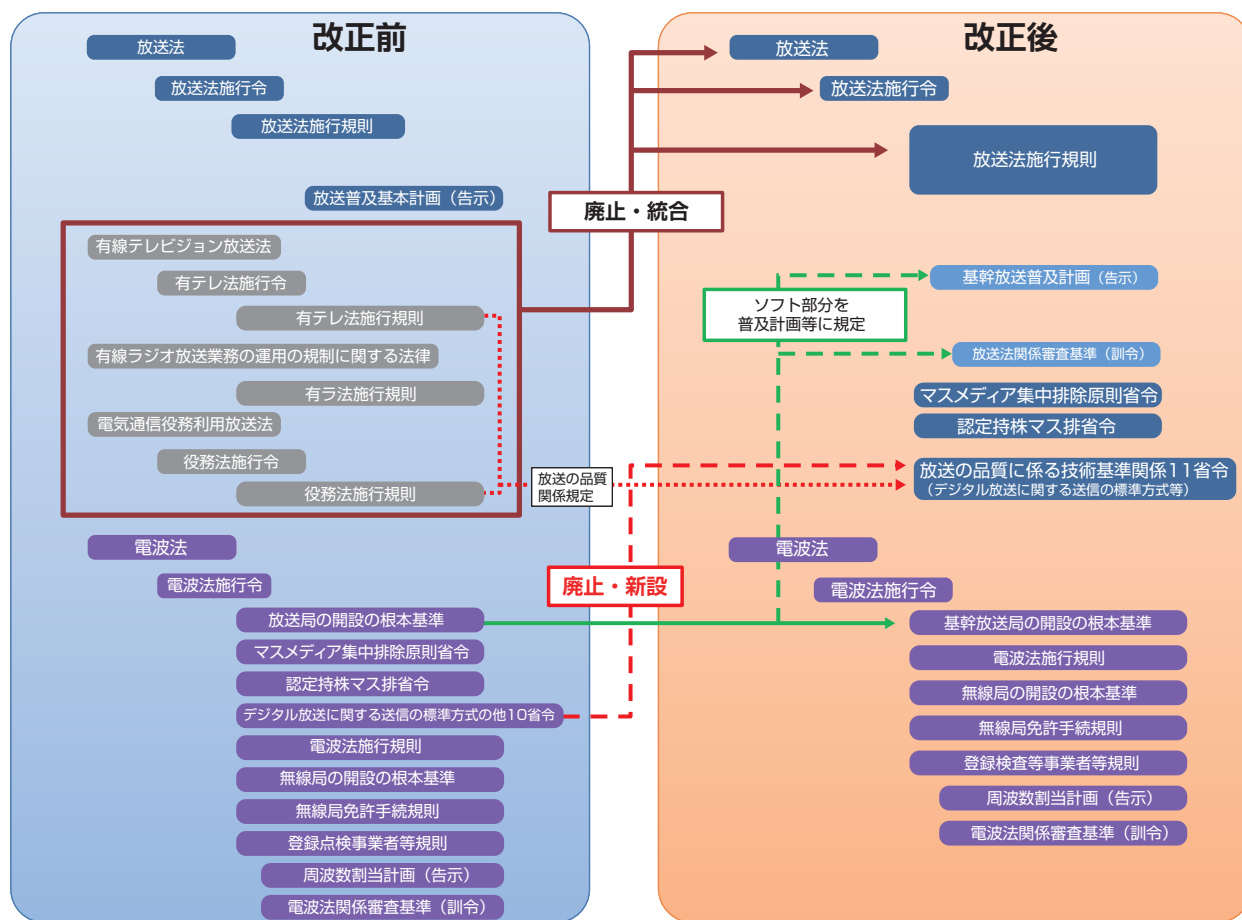
- ① 紛争処理機能の拡充
- ② 二種指定事業者に係る接続会計制度の創設（※2）

施 行 期 日

平成23年6月30日

（※1）は、平成23年3月1日、（※2）は、平成23年3月31日に施行。

図表 5-1-3-2 放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う政省令等の整備



4 ICT による生産性向上

我が国は、資源に乏しい上、少子高齢化が進み、経済の成長力強化が喫緊の課題となっている。そこで、世界最先端のブロードバンド環境が整備されているという強みを活かし、ICT を活用した生産性の向上に積極的に取り組んでいく必要がある。

総務省では、ICT の利活用による生産性向上を実現するために、関係機関と連携・協力しながら、ASP・SaaS の普及促進や、ベンチャー企業による新たな ICT システムの早期事業化への支援等に取り組んでいる。

(1) ASP・SaaS・クラウド普及促進協議会等

ASP・SaaS やクラウドの普及促進を図るため、経産省は、特定非営利活動法人 ASP・SaaS インダストリー・コンソーシアム（ASPIC:ASP・SaaS Industry Consortium）と共同で、平成 19 年 4 月に設立した

「ASP・SaaS 普及促進協議会」⁶（平成 23 年 4 月に「ASP・SaaS・クラウド普及促進協議会」に改編）における検討等、これまで主に以下の取組を進めている（図表 5-1-4-1）。

⁶ 参考：ASP・SaaS 普及促進協議会：<http://www.aspicjapan.org/>

図表 5-1-4-1 ASP・SaaS・クラウド普及促進協議会関連の取組

年 月	項 目	目 的 等	策 定 者
平成19年11月	「ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針」の策定	ASP・SaaS利用者によるサービスの比較・評価・選択の支援	総務省
平成20年4月	「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」の創設	上記の情報開示指針を踏まえて策定	(財)マルチメディア振興センター
平成21年2月	「データセンターの安全・信頼性に係る情報開示指針」の策定	ASP・SaaS等の普及に伴い、今後の需要が見込まれるデータセンターの設置に係る要件等を整理し、利用者による比較・評価・選択等に係る情報へのニーズに対応	総務省
	「ASP・SaaSデータセンター促進協議会」の設置	上記の指針の具体化、世界で最も優れたブロードバンドインフラを有する我が国がアジアや世界の情報発信拠点として発展するための課題の検討を実施	ASPIC内に設置
平成21年7月	「ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン」の策定	医療情報がASP・SaaSによって適正かつ安全に利用され、医療分野におけるASP・SaaSの利用の適切な利用を促進	総務省
平成22年10月	「校務分野におけるASP・SaaS事業者向けガイドライン」の策定	ASP・SaaS事業者が校務分野のサービスを提供する際に遵守又は留意すべき事項等をまとめることにより、校務分野におけるASP・SaaSの適切な普及を促進	総務省
平成22年12月	「ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドラインに基づくSLA参考例」の策定	ASP・SaaS事業者と医療機関等との間でSLAを締結する際に参考として利用されることを目的として、医療情報システムを適切かつ安全に取り扱うために、SLAに含めるべき条項例等を整理	総務省
	「ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン第1.1版」の策定(改定)	「診療録等の保存を行う場所について」(厚生労働省医政局長・保険局長通知)の一部改正に伴い、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(厚生労働省)が改定され、その4.1版が公表されたことに伴い、「ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン」を改定	総務省

5 ICTベンチャーの創出・成長支援

グローバル競争の激化する中で、我が国のICT産業が更なる発展を遂げるために、イノベーションの担い手として期待されているのが、先進的・独創的な技術やビジネスモデルによりニュービジネスを創出するICTベンチャーである。

総務省としては、関係省庁と連携しつつ、資金供給、人材確保・育成、情報提供等の面について、以下のとおりICTベンチャーの創業・成長を促進するための支援を講じている(図表5-1-5-1)。

図表 5-1-5-1 ICTベンチャーの育成支援

年 月	支 援 策	目 的 等
平成19年2月	「ICTベンチャー人材確保ガイドライン」の策定	ICTベンチャー経営者が人材の確保で困ったり悩んだりした際に解決に向けたアクションを考えるヒントを整理。
平成20年3月	「事業計画作成とベンチャー経営の手引き」の策定	ICTベンチャーの経営者に求められる事業計画作成能力の向上を効果的に支援する。
	「事業計画作成支援コースの運営とベンチャー支援上のポイント」の策定	
平成20年4月	「ICTベンチャー・リーダーシップ・プログラム」の策定	ICTベンチャー経営及び経営層候補の人材育成を図るため、大学・高等専門学校等の教育機関で利用されることを想定。

COLUMN

クラウドサービスの利用状況の日米比較

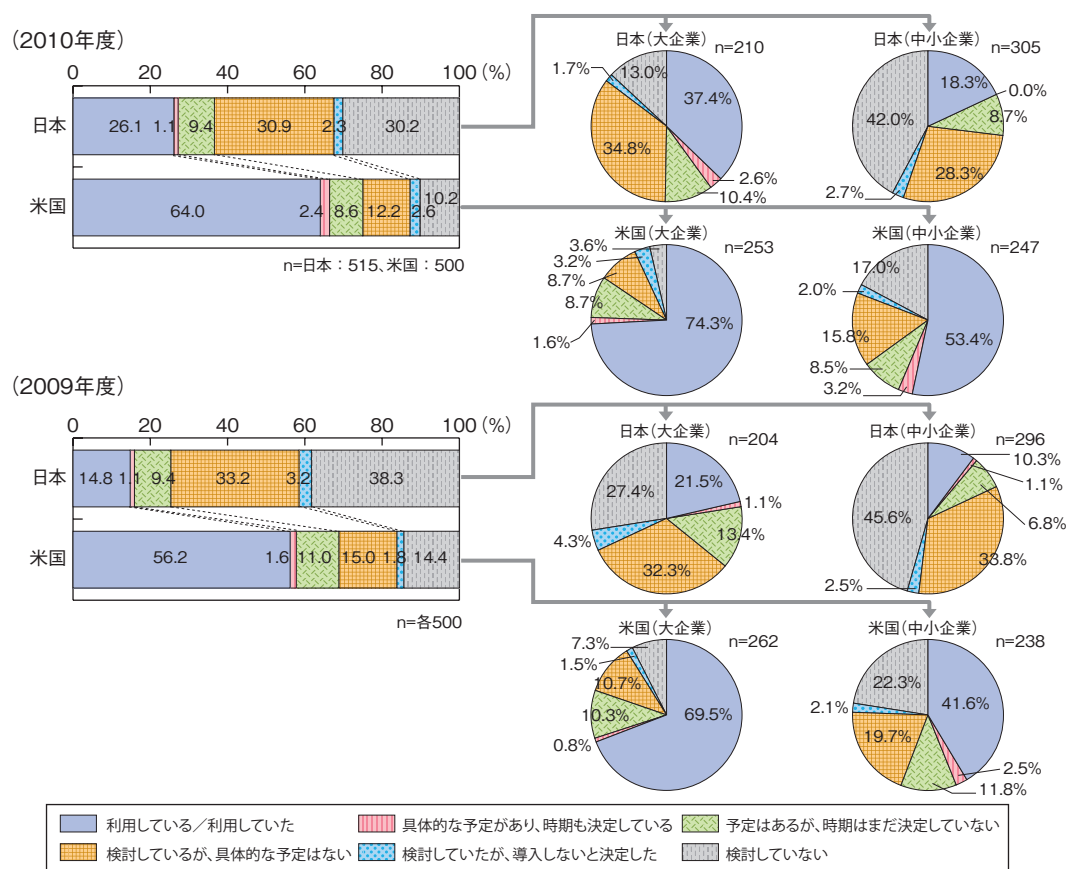
クラウドコンピューティングは、ネットワーク上に存在するコンピュータ資源（リソース）を活用するための利用技術の発展成果である。このクラウドコンピューティング技術を活用したサービスであるクラウドサービスは、利用者が必要なコンピュータ資源を「必要な時に、必要な量だけ」サービスとして利用できる、従来とは全く異なる情報通信システムの利活用策であり、情報通信分野におけるパラダイムシフトが起きている。

平成22年5月、総務省「スマート・クラウド研究会報告書」において、日米両国におけるクラウドサービスに関する企業ユーザーの利用意向について、企業等のシステム導入の意志決定に関与する役員等へのアンケート調査を実施したが、今回、同様のアンケート調査を実施¹し、企業側の意識の変化を調査した。

●日米間での利用実績は2.5倍の差

クラウドサービスの利用実績について日米間で比較をしたものが、図表1である。日米の企業で、実際にクラウドサービスを利用した実績でみると、「利用している／利用していた」との回答は、日本の26.1%に対し、米国は64.0%となっており、日米間では2.5倍の差がある。しかし、2009年度は、日本の14.8%に対し、米国は56.2%となっており、3.8倍の差があったことから、日米間での利用実績の差が縮小しつつあることがわかる。

図表1 クラウドサービスの利用実績の日米比較（2009年度及び2010年度）



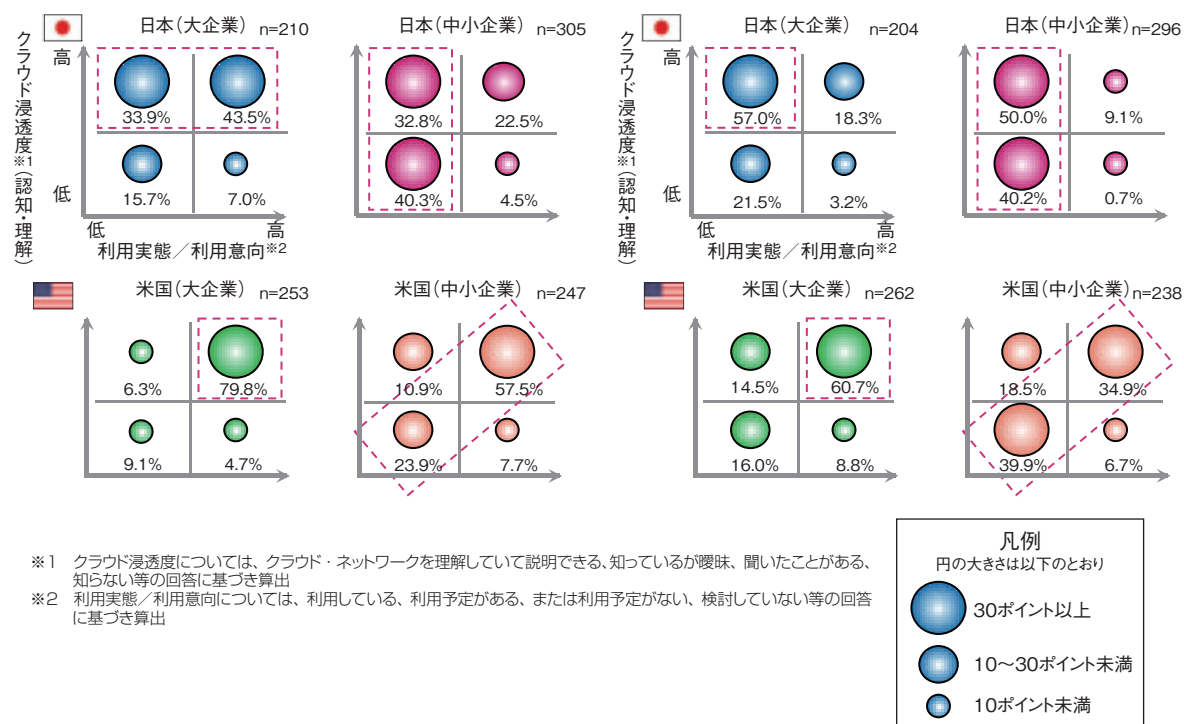
総務省「スマート・クラウド研究会報告書」（平成22年）及び
総務省「スマート・クラウド戦略に関するプログレスレポート（第1次）」（平成23年）により作成

¹ 日本（2010年度：2011年3月、2009年度：2009年11月）及び米国（2010年度：2011年3月、2009年度：2009年11月）において、パネルを利用したインターネット調査として、2010年度は日本：515サンプル、米国：500サンプル、2009年度は日米両国500サンプルを対象に実施。大企業は従業員数300名以上、中小企業は従業員数300名未満とし、2010年度の日本の大企業・中小企業は、2009年度調査結果を参考にウェイトバック後の数値を使用した

●日本企業においても、クラウドサービスが徐々に浸透しつつあるものの、日米間では依然として格差が存在

クラウドサービスの浸透度及び利用実態・意向について日米間で比較をしたものが、図表2である。日本企業においては、昨年度と比較すると、クラウド浸透度及び利用実績／利用意向の双方が高い「実利用フェーズ」段階の比率が大企業においては、18.3%から43.5%へと25.2%、中小企業においても9.1%から22.5%へと13.4%増加しており、徐々にクラウドサービスが浸透していることがうかがえるものの、他方日米間で比較すると、日本は大企業において米国の5割強、中小企業において4割程度にとどまっており、日本においては、今後さらにクラウドサービスが浸透することが予想される。

図表2 クラウドサービスに関する浸透度と利用実態・利用意向（2009年度及び2010年度）



総務省「スマート・クラウド研究会報告書」（平成22年）及び
総務省「スマート・クラウド戦略に関するプログレスレポート（第1次）」（平成23年）により作成